

就業規則の記載事項チェック表（農業）（記入例）

事業場名： _____ 常時使用する労働者数： _____ 作成日： _____

区分	記載事項（労基法89条）	決めた内容（記入例）	農業での注意点
必ず記載	始業・終業の時刻、休憩時間	通常期 8時～17時（休憩60分）、夏期（6～9月）6時～15時（休憩90分）	41条で労働時間・休憩の規定は適用除外だが、時刻は必ず書く
必ず記載	休日	日曜日と会社カレンダーで定める日。年間休日 105日	法定休日の規定は適用除外。休日の決め方は必ず書く
必ず記載	休暇	年次有給休暇（6か月勤務・8割出勤で10日）、慶弔休暇	年次有給休暇と年5日の時季指定は農業でも適用
必ず記載	交替制の就業時転換	該当なし（畜舎の早番・遅番がある場合は書く）	交替制がある場合だけ
必ず記載	賃金の決定・計算・支払の方法、締切り・支払時期、昇給	月給制（基本給＋手当）。月末締め翌月15日払い、口座振込。昇給は年1回	深夜（22時～5時）の割増25%以上は農業でも必要
必ず記載	退職に関する事項（解雇の事由を含む）	定年65歳。自己都合退職は14日前までに申し出。解雇の事由を列举	定年・継続雇用は高年齢者雇用の制度も確認
定める場合	退職手当	勤続3年以上に支給（中小企業退職金共済に加入）	支給する場合は範囲・計算・支払時期を書く
定める場合	臨時の賃金（賞与）・最低賃金額	賞与は業績により年1回	
定める場合	食費・作業用品などの負担	作業着・長靴は会社が支給。寮費は月1万円	寮や食事を用意する場合は負担の定めを書く
定める場合	安全・衛生	農業機械の作業手順の遵守、年1回の健康診断、熱中症対策	機械作業・農薬散布・高温での作業のルール
定める場合	職業訓練	入社時の機械操作研修、フォークリフト技能講習の受講	
定める場合	災害補償・業務外の傷病扶助	業務上の災害は労働基準法と労災保険による	
定める場合	表彰・制裁	けん責・減給・出勤停止・懲戒解雇。減給は法定の範囲内	減給の制裁には上限がある（労基法91条）
定める場合	その他 全員に適用するルール	服務規律、ハラスメントの禁止、副業・兼業	

- 常時10人以上の労働者を使う事業場（会社全体ではなく事業場ごとに数える）は、就業規則を作って労働基準監督署に届け出る義務があります。10人未満でも、トラブルを防ぐために作ることが勧められています。
- 作成・変更のときは、労働者の過半数で組織する労働組合（なければ労働者の過半数代表者）の意見を聴き、届出には意見書を添えます。作った就業規則は、掲示・備え付け・書面の交付などで労働者に周知します。
- 農産物の販売・加工が主な業務の事業場は農業の適用除外にならず、外国人技能実習生は農業でも労働時間などの基準に準拠します。記入例は架空の法人です。社会保険労務士や労働基準監督署に確かめてください。